

【 廃 止 】

技 第 6 6 6 号
平成 2 0 年 3 月 5 日

総務部関係各課長
隠岐支庁農林局長
隠岐支庁水産局長
隠岐支庁県土整備局長
農林水産部関係各課長
農林水産部地方機関の長
土木部各課長
土木部地方機関の長

様

土 木 部 長
(技術管理課)

微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた
品質管理手法について

微破壊・非破壊試験による強度測定を用いたコンクリートの品質管理手法の導入は、コンクリート構造物の品質規格の確保を一層図るとともに、監督・検査の充実を目的とし実施するものである。

このたび、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）（以下、「強度測定要領（案）」という）」を別添のとおり制定したので、各関係機関においては、下記に留意の上、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理を実施されたい。

記

第1 目的

微破壊・非破壊試験を用いた品質管理手法（以下、「本手法」いう。）は、微破壊・非破壊試験を用いてコンクリート構造物強度が適正に確保されていることを確認するために行うものであり、この手法を活用した施工管理や監督・検査の充実を図ることでコンクリート構造物の適正な品質確保を目指すものである。

第2 対象工事の範囲

新設のコンクリート構造物のうち、平成20年3月1日以降に公告又は指名通知を実施し、施工（新規・継続）する橋梁上部工事及び下部工事を対象とする。

第3 対象とする工事

当面、低入札価格工事を対象とする。

第4 発注者及び請負者が実施すべき事項

微破壊・非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、別添「強度測定要領（案）」に従い実施するものとする。その際、発注者（検査職員）及び請負者が実施すべき事項を、下記1から3に記す。

1. 請負者による施工管理

請負者は、「強度測定要領（案）」に基づき、日常の施工管理を実施する。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、試験結果報告書（「強度測定要領（案）7 報告」参照）を作成し、測定後及び竣工検査時等に提出・報告を行う。

2. 監督職員による立会

監督職員は、請負者が行う微破壊・非破壊試験に対し、1 工事につき1 回以上立会するとともに、試験結果報告書を確認する。

3. 検査職員による竣工検査

検査職員は、竣工検査時に全ての測定結果報告書を確認する。また、試験結果報告書の確認に加え、任意の箇所を選定（1 箇所以上）し、「強度測定要領（案）」に基づく非破壊試験を実施し、コンクリート構造物の強度の適否を判断する。足場等が必要となる箇所の測定を実施する場合は、あらかじめ、足場等の確保を指示しておくものとする。

なお、中間検査においても、出来るだけ測定結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。

第5 試験に要する費用

試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上すること。

但し、低入札価格工事において契約後非破壊試験を指示する場合は、契約

変更の対象としない。

第6 その他

発注者及び請負者は、本手法の趣旨及び微破壊・非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。

また、非破壊試験にて測定される値は非破壊検査特有の誤差を有した概算値であるので、この要領にて定める判定基準を下回った場合は、微破壊試験によりその測定値の信頼性を確認するものとする。

以上